

（原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第八条及び第九条の実施に関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日ドバイで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、特に、協定第八条及び第九条並びに協定についての合意された議事録6に言及する光榮を有します。

本使は、更に、次の取極を日本国政府に代わって提案する光榮を有します。

- 1 協定に基づいて日本国の管轄から移転された設備（協定の附属書AのB部に規定するもの）及び当該設備に関連する技術を用いて得られた照射済核物質（以下「照射済核物質」という。）についてのアラブ首長国連邦の管轄の外（日本国の管轄内を除く。）への移転に関し、日本国政府は、2から6までの規定に従うことを条件として、協定第八条に規定する同意をここに与える。

2 照射済核物質は、濃縮し又は再処理するため、アラブ首長国連邦の管轄から、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はフランス共和国における施設であつて、この書簡の附属書に掲げられたものに對し、それぞれの国の政策及び効力を有する法令に従つて移転することができる。

3 アラブ首長国連邦政府は、そのような移転の記録を保管し、日本国政府に對し、それぞれの移転について、船積みの前に書面により通報する。

4 照射済核物質は、適當な場合には、次の協定の適用を受ける。

(1) 千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定

(2) 千九百九十年四月九日に作成された議定書により改正された千九百七十二年二月二十六日に作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

(3) 二千六年二月二十七日に作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

(4) 二千八年一月十五日に作成された原子力の平和的利用の促進のためのアラブ首長国連邦政府とフラン

ス共和国政府との間の協定

(5) 二千十年十一月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のためのアラブ首長国連邦政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

5 再処理により回収された特殊核分裂性物質のアラブ首長国連邦の管轄への移転については、日本国政府の更なる同意を必要とする。

6 2から5までの条件の一若しくは二以上が満たされていないと日本国政府が考える場合、又は核不拡散、原子力の安全若しくは核セキュリティの見地から例外的な状況により必要とされると日本国政府が考える場合には、1に規定する同意の全部又は一部を終了させることができる。両締約国政府は、事情が許す限り、そのような終了に先立ち相互に協議を行う。そのような例外的な状況には、核拡散の危険を著しく増大させることなく又は日本国の安全保障を害することなしには同意を継続することができないと日本国政府が決定する場合を含むが、これに限られない。

7 この書簡の附属書は、両締約国政府の合意により修正することができる。

本使は、更に、前記の取極がアラブ首長国連邦政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣

下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の際に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

附属書

所有者又は操業者の名称	施設名	所在地
セラフィールド社	セラフィールド工場	英国
アレバNC社	ラ・アーク工場	フランス

(アラブ首長国連邦側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本使は、更に、アラブ首長国連邦政府に代わって前記の取極を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。